

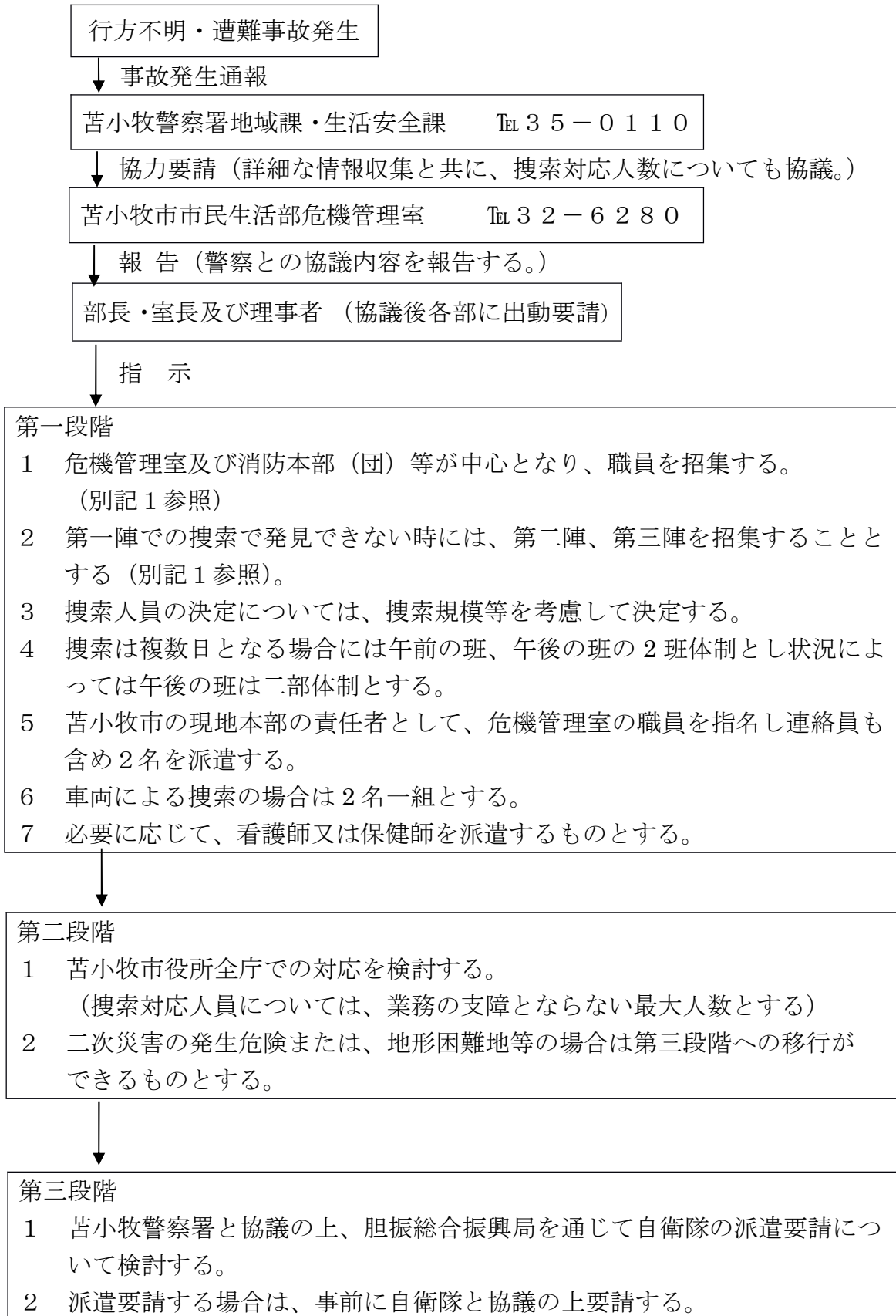
行方不明者搜索活動マニュアル

平成26年11月修正

市民生活部危機管理室

[行方不明者搜索活動マニュアル]

1 搜索活動系統図



2 行政区域内で発生した場合

(1) 認知症の場合

苫小牧警察署から、認知症の行方不明者が発生し、協力要請があった場合は、下記の施設及び課に通報（身体情報等）し、発見に努めるものとする。

① 連絡先

ア 環境衛生部沼ノ端清掃事務所	TEL	55-4077	FAX	55-3929
イ 都市建設部道路管理事務所	TEL	73-5000	FAX	73-8481
ウ 総合政策部まちづくり推進室				
まちづくり推進課交通主幹	TEL	内線 2871		
エ 財政部管財課車両係	TEL	内線 2621		
オ 消防本部警防課警防係	TEL	内線 2414	FAX	32-8921
カ 福祉部介護福祉課	TEL	内線 4110		

(2) 認知症以外の場合

① 山林等に入り帰宅しない場合

苫小牧警察署から、協力要請があった場合は、認知症の場合と同様の施設及び課に通報すると共に、職員を動員する。

② 児童、生徒が帰宅しない場合

苫小牧警察署から、広報活動についての協力要請があった場合は、職員を動員するものとする。

③ 海難事故の場合

職員の動員はないものとする。

(3) 樽前山での遭難事故の場合

苫小牧市の対応は別に定める山岳救助事故対応による。（別記2参照）

3 行政区域外で発生した場合

(1) 苫小牧市民が、市外で行方不明になった場合の捜索については、所轄警察署の要請があった場合に限り、捜索活動に参加するものとする。

動員の規模等については、状況に応じて決定する。

(2) 他自治体や家族から協力要請があった場合は、法律上の規定や警察の指揮下での行動であることから、苫小牧市が出動することにはならない旨を説明し理解を求めるものとする。

4 捜索における費用負担について

「市町村」「警察」「自衛隊」は、それぞれの関係する「法律」により、山岳遭難や行方不明者の捜索について、人命（身体）の保護あるいは被害の軽減という観点からその任務・責務があると規定されており、その経費についてもそれぞれの機関が負担することになっている。ただし、各機関の保有する装備以外に資材等が必要となった場合は、個人負担となる。

又、食糧の提供などについて家族から申し出があった場合は、関係機関と協議し対応する。

5 自衛隊の派遣要請について

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のために必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊）に対し自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣要請をすることができる。

6 行方不明者捜索に係る基本

警察としては、警察法 2 条 1 項により個人の生命、身体の保護を責務とされている。なお、都道府県の機関として、また犯罪捜査、公共の安全と秩序の維持という警察目的から必要に応じて対応するものと考えられる。

市としては、地方自治法（2 条 2， 3）に基づき、「住民及び滞在者の安全の維持」及び「罹災者の救護」を事務としているが、通常、行方不明者が発生した場合、家族から警察署へ届出があり、必要により警察から市等の関係機関へ要請があるのが通例である。

従って、市としては、市町村の事務として警察の協力要請に応じることとなるが、その場合捜索知識・技術はないところからあくまでも警察の指揮下において活動することが捜索の一元化からも好ましく、また、犯罪との関連など警察の専属的な任務と判断されるのでその指示に従った方が良い。

また、二次災害を考慮すれば損害補償など明確にしておく必要があり、この点からも警察からの要請に基づく活動範囲に止めるべきと考えられる。

また、消防は、消防組織法 1 条により、災害による被害の軽減を任務としており、市町村の機関として、唯一の実働機関であり捜索活動にも本来業務の火災等の業務に支障のない範囲で従事することになる。

7 捜索打ち切りの判断要領

警察署の捜索縮小打ち切り決定指示を受け、市としては住民感情や家族の意向などに配慮し、理事者と協議して決定し、家族に伝える。

8 捜索に関わる各種資材等の確保

- 1 出動車両の確保
危機管理室が、管財課車両係へ必要台数を依頼する
- 2 危機管理室は捜索用管理用品の準備をする
携帯無線（執務室） 50台保有
ハンドスピーカー（書庫） 6台保有
飲料水用保温水筒10L型（書庫）4本
ヘルメット、雨具、ゴム長靴、ゴム手袋、軍手（水道倉庫）
- 捜索に参加する職員は、作業服・長靴（状況によっては短靴）・手袋
汗拭きタオル・季節により防寒着を各自準備すること。準備できない職員
員に対しては危機管理室が貸与（作業服・防寒着・タオルを除く）する。
- 3 弁当の手配
必要に応じて危機管理室が関係先と協議の上手配する。
- 4 危機管理室は、捜索資料として付近の図面、集合場所、集合時間、行方
不明者の氏名・年齢・性別・着衣・身体特徴、参加者一覧表、携帯無線
所持一覧表等を付記したメモ用紙を携行させる。
- 5 看護師の派遣依頼
必要に応じて危機管理室が市立病院総務課長に依頼する。
- 6 保健師の派遣依頼
必要に応じて危機管理室が健康支援課長に依頼する。
- 7 危機管理室から胆振総合振興局へ事故の一報のみ速報する。
- 8 捜索参加者の時間外手当・外勤手当・旅費等の支出命令書の作成整理
は危機管理室が行う。なお消防団については、消防本部が対応する。

9 捜索者の行動について

- (1) 捜索に当たっての指示は警察が行う
- (2) 基本的に横隊隊形でローラー作戦となるように捜索
- (3) 捜索対象者又は遺留品を発見した場合は速やかに警察関係者に伝える
- (4) 発見時は原則現場保存とし、遺留品等をむやみに動かさないこと
（動かす時は、「場所」「置かれ方」を覚えておくこと）
- (5) 左右の人との歩調を常に意識をし、周りの人を確認し単独行動とな
らないように注意をする
- (6) 遅れる人が出たり、遅れた場合は周りを確認し必ず声をかけること
- (7) 途中で体調が悪くなったり、怪我をした場合には遠慮せず申し出る
こと
- (8) 勝手に隊から離れることはしないこと

別記 1

1. 危機管理室職員の役割分担

- 室長～搜索活動対策総括責任者
- 主幹～搜索活動対策副総括責任者
- 防災・国民保護・危機事態等担当G
 - 搜索活動現地対策指揮
 - 搜索員の編成及び連絡調整
 - 搜索用品の準備及び搜索記録

現地対策本部へ出向する危機管理室の指揮者と連絡員は、搜索班には加わらず現地で待機し、現地と本庁との情報連絡に当たることとし下記の情報を報告する。

- ① 警察から提出された搜索実施内容
- ② 搜索地付近情報
- ③ 搜索地地理情報
- ④ その他必要な情報

待機となった職員は、下記の事務に当たる

- ① 搜索に関わる事務を時系列に整理する
- ② 関係部署との連絡調整
- ③ 必要に応じて後続隊の編成準備
- ④ 携行品等の補充

2. 搜索隊の編成にあたり各グループから15～20名を選抜する。

連絡系統は危機管理室→部長→次長→代表課長
(各グループについては、輪番とする。)

A グループ

総務部、財政部、市民生活部、消防本部（団）、
(消防団については、搜索隊員の増員により各グループへ振り分けることが出来るものとする)

B グループ

総合政策部、環境衛生部、産業経済部、都市建設部、教育部

C グループ

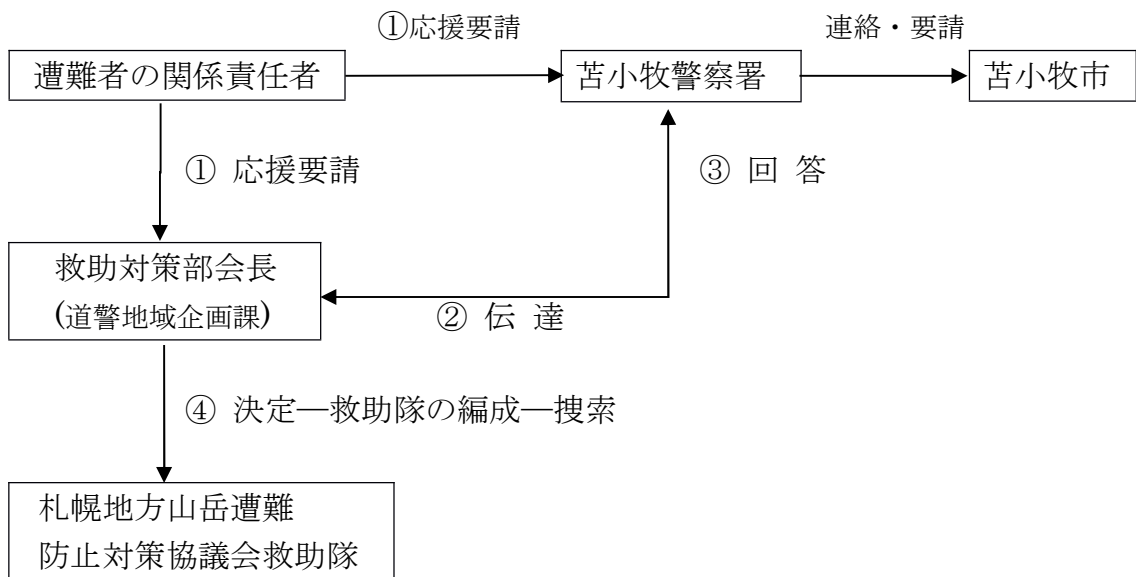
福祉部、上下水道部（議会事務局・選挙管理委員会・監査事務局含む）

☆樽前山（山岳）での遭難事故の場合

遭難者又は関係責任者から苫小牧警察署長又は札幌地方山岳遭難救助防止対策協議会救助対策部会長（北海道警察地域企画課長）に対し応援要請があった時、救助対策部会長の判断で出動する。

この場合、札幌地方山岳遭難救助防止対策協議会救助対策要綱の規定では、「救助隊の出動に要した経費については、遭難者又はその家族若しくはその関係者において負担する」となっているが、請求していないのが現実である。

[出動要請から決定までの経緯]



※ 参考 平成 11 年 12 月 4 日（土）樽前山登山遭難事故顛末

4 日	19 時 50 分	苫小牧警察署に搜索要請
	20 時 15 分	苫小牧警察署から苫小牧市に連絡 「苫小牧市山岳遭難救助隊」参加要請
5 日	01 時 30 分	苫小牧警察署と苫小牧市協議
	05 時 30 分～15 時 00 分	道警、苫警、へり、現地搜索
	19 時 15 分	苫小牧市長「自衛隊派遣要請」決定
	19 時 25 分	胆振支庁を通じ「自衛隊派遣要請」
6 日	06 時 30 分	道警（へり・搜索救助犬含む 18 名）、苫警（10 名） 自衛隊（へり含め 65 名）、山岳救助（10 名） 苫小牧市（3 名）、その他（8 名）で現地搜索
	11 時 45 分	自衛隊へり不明者発見